

## 浜松市公告第438号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年4月11日

浜松市長 中野 祐介

記

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 消防ポンプ車（CD-I型）の購入  
(課名 警防課 契約番号 2024001561)
- (2) 数量 1台
- (3) 納入期限 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 浜松市消防局
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

### 2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件入札に係る特記事項

#### (1) 納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用【納期厳守】

本件の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、対象物品の納入遅延その他の契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市（調達課）へ申し出ること。

申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認める場合は、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、対象物品が、令和7年3月31日までに納入されないときは、本市は契約を解除するものとし、このときにおいて、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。

納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要が生じたときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。

#### (2) 一部の入札書類についての押印省略

本件入札では、入札参加資格確認申請書、入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、入札書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。

※ 本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

#### (3) 入札書の提出方法の追加等

本件入札では、入札書の提出方法を、従来の「①入札執行日時に入札場所へ持参」しての提出に加え、「②調達課での事前提出」及び「③郵送等による提出」の2つの方法を認める。各提出方法の詳細は、別記の7で確認すること。また、その他の提出書類も持参以外の提出方法を認めるので、各項で確認すること。

### 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格（物品 業種分類 2022車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

#### 4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2) の質問に対する回答は、別記の5により入札執行日の前3日間浜松市役所調達課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

#### 6 説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

#### 7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

#### 8 入札方法等

- (1) 契約担当課が求めた場合には、第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した物品購入等内訳書を提出すること。  
なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務生じるものではない。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税

業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札
  - ア 人的関係
    - (ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）
    - (イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - イ その他の関係  
上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

## 11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

## 12 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

## 13 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ

電話 053-457-2171

FAX 050-3730-3713

E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 【別記】

### 1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間 令和6年4月12日（金）から 令和6年5月8日（水）まで  
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)  
(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)
- (3) 提出先 浜松市役所財務部 調達課 053-457-2171
- (4) 様式 市長が定める様式とする。
- (5) その他
- ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。
- イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は別記の7に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

### 2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

- (1) 通知方法
- 次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。
- ア 調達課で受け取り
- イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）
- ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）
- (2) 確認結果の通知日
- ア 調達課で受け取りの場合  
令和6年5月14日（火）午後1時から令和6年5月20日（月）までの間に、調達課で受け取ること。（12項に記載する開庁時間内に限る。）
- イ 郵送又は電子メールの場合  
令和6年5月14日（火）に発送又は発信する。

### 3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

- (1) 要求方法
- 要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 要求期限
- 令和6年5月16日（木）午後5時まで（提出先に必着）

(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

浜松市役所財務部 調達課

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

#### 4 仕様書等の閲覧及び提供

(1) 提供方法

浜松市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和6年4月11日（木）から令和6年5月20日（月）まで

#### 5 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質疑応答書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年5月8日（水）午後5時まで（提出先に必着）

(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

浜松市役所財務部 調達課

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月14日（火）から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

#### 6 入札執行日時等

(1) 日 時 令和6年5月21日（火）午前9時30分

(2) 場 所 浜松市役所財務部 調達課 入札室

#### 7 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間 令和6年5月15日（水）から令和6年5月20日（月）まで

(12項に記載する開庁時間内に限る。)

イ 提出先 浜松市役所財務部 調達課

ウ その他 別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

ア 受領期限 令和6年5月15日（水）から令和6年5月20日（月）まで（必着）

いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

イ 送付先 浜松市役所財務部 調達課（13項に記載のとおり。）

ウ その他 別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

## 公用車仕様書

契約No	件名	2024001561 消防ポンプ自動車(CD-I型)の購入
業種	2022 車両・運搬機器類	
納入期限	令和7年3月31日(月)	
納入場所	浜松市消防局 浜松市中央区下池川町19-1	
目的	災害活動に使用するため、消防車両を購入するもの。	
品名	特殊自動車	
数量	1台	
ミッション	オートマトランスマッision	
燃料形式	軽油自動車	
装備等	仕様書のとおり	
塗装等	仕様書のとおり	
排出基準 燃費基準等	仕様書のとおり	
注意事項	自賠責保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札(見積)金額に含めないでください。	
お問い合わせ先	警防課機械装備グループ TEL 053-475-7531	担当 曾根春寿 FAX 050-3537-8983

\* 自動車税、自動車取得税は公用の場合非課税扱いとなります。

\* 登録に掛かる一切の事務手続き手数料等は、入札(見積)金額に含めてください。

令和6年度

消防ポンプ自動車仕様書

C D - I 型



浜松市

## 第1 総則

### 1 適用範囲

この仕様書は、浜松市が令和6年度に購入する消防ポンプ自動車C D – I型(以下「ポンプ車」という。)について適用する。

### 2 条件

- (1) 製作は、本仕様書によるほか「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）」（以下「省令」という。）及び、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を準拠し、ISO認証を取得した品質管理システムにて製造が行われていること。
- (2) 完成車は、日本消防検定協会の受託評価に合格したものとし、「道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）」及び「道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）」に適合し、かつ、消防用緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (3) 各部の構造及び各種装置は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み消防活動に十分耐えられるものであるとともに、使用取扱上の安全性及び操作性も考慮したものであること。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合、または変更の要を認めたときは、直ちに浜松市に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。なお、不審な点は浜松市へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。契約後に生じた疑義は、全て浜松市の解釈に従うものとする。
- (5) 車両総重量は、5,000kg未満であること。

また、可能な限り車両を軽量化し、自動車検査証に記載される車両総重量が5,000kgに近くなるよう、資機材の積載方法及び配置を打合せにおいて決定すること。

### 3 規格

- (1) このポンプ車は、消防専用シャシのキャビン後方に消防ポンプを装備するものとする。
- (2) 装備品及び積載品は新規の製品であり、検定・承認・許可等を必要とするものにあっては、それに合格したものであること。
- (3) 艤装に使用する材料は、すべて日本産業規格に適合したものを使用すること。
- (4) 主要材料の材質は、次のとおりとすること。
  - ア 骨組等主要構造物は、一般構造用圧鋼材とすること。
  - イ 使用する縞板は、統一した模様及び表面処理すること。
- (5) その他の艤装材料は、次のとおりとすること。ただし、これによりがたい場合で浜松市が承諾したものは、この限りでない。
  - ア 合成樹脂製品は、難燃性のものを使用すること。
  - イ ゴム製品は、耐油性の合成ゴムを使用すること。

### 4 検査及び試験

- (1) 中間検査は、装備品を取り付ける直前に実施し、検査申請は書面をもって行うものとする。
- (2) 走行検査は、完成検査前に全装備で行い、結果の書面をもって行うものとする。
- (3) 完成検査は、浜松市検査者と受注者が立会いのうえ実施し、浜松市が合格と認めた場合、引渡しを受けるものとする。不合格と認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けること。
- (4) その他、浜松市が検査を必要と認めた場合は、隨時行うものとし、必要書面を速やかに提出すること。

## 5 納入

- (1) 完成車両の納入場所については、浜松市が指定する。
- (2) 納入に際し、受注者は十分な点検整備を行っておくこと。
- (3) 納入期日は、令和7年3月31日（月）とする。

## 6 保証

- (1) 保証期間は、メーカー及び儀装受注者の定めた期間（納入後から起算して12ヶ月以上）とし、当該期間内に故障等（事故及び過失による損傷は除く。以下同じ。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替えその他必要な措置を講ずること。なお、保証期間満了後であっても、構造又は製作にかかる技術に起因した不備欠陥による故障等の場合は、受注者の責任においてすべて無償で修理するものとする。
- (2) 納入後に発生した故障等の事態に対応するため、連絡先、緊急連絡先、連絡方法を定めて、文書として納入時に提出すること。なお、年末年始等、休日におけるサービス体制も提出すること。
- (3) 受注者は、故障等の事態が発生した場合、緊急自動車としての運行を十分考慮した修理等の対応ができるものとするため、車両の現状確認を4時間以内、修理対応を12時間以内に実施するものとする。なお、車両の現状確認とは、当該故障箇所を確認した上での修理内容の回答を意味し、修理対応とは、部品交換等の修理着手（緊急自動車としての運行が行えるよう回復させる応急処置を含む）を意味する。
- (4) 車両整備上必要な部品は、納入後19年以上確保し、浜松市から要求があれば迅速に供給できること。

## 7 発注台数

発注台数については、浜松市消防団中支団第3方面隊第11分団（以下「浜松第11分団」という。）へ配備する1台とする。

## 8 技術指導

- (1) 受注者は、技術指導のため納入後に、浜松市の指示する日時に指導員を派遣し次の事項について指導すること。  
ア 車両全般  
　　車両の取扱、各種スイッチ類に示す機能の説明及び点検箇所  
イ その他  
　　積載品等（資機材等）で浜松市の要望に応じ、技術指導を実施すること。
- (2) 技術指導の日時、回数については別途協議の上、決定する。
- (3) 浜松市が指示する研修資料を必要数用意すること。
- (4) 講師等の派遣費用については、受注者が負担すること。

## 9 補則

- (1) 新規登録費用

新規登録に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、自動車賠償責任保険、自動車重量税及び自動車再資源化預託金（自動車リサイクル料金）の費用については浜松市が負担する。

- (2) その他の施工

本仕様書に定めない事項についても、メーカー及び納入業者の公表した仕様及び機能上、工作上、当然必要と思われるものは施工すること。

## 第2 提出書類

## 1 艏装承認

契約後、受注者は制作上の細部について浜松市と打合せを行い、速やかに次に掲げる図書を提出し、承認を受けた後に製作を行うこと。

なお、それぞれ3部提出、承認後1部を受注者に返却する。

(1) 製作工程表

(2) 諸元表（シャシ・ポンプ）

(3) シャシ3図面

(4) 製作図

ア 艏装外観図（5面図）

イ 骨組全体図

ウ 電気配線系統図

エ 艏装配置図

(5) その他浜松市で指示するもの

## 2 緊急自動車届出

緊急自動車届出手続きは浜松市が行う。受注者は自動車登録検査を受けようとする日の4週間前までに次に掲げる書類を各3部浜松市に提出すること。また、車両納入日の2週間前を目途に自動車登録検査を完了させ、自動車検査証の写しを1部浜松市に提出すること。

(1) 車体艏装図

(2) 改造自動車審査申請書（写し）

(3) 写真（前後左右・カラー）

(4) 譲渡証明（写し）

(5) 契約書（写し）

## 3 その他

納入時、次に掲げる書類を提出すること

(1) 取扱説明書（シャシ・ポンプ・各装備品） 1部

(2) 整備基準書又は解説書（ポンプ） 1部

(3) ポンプ性能試験成績表 3部

(4) 受託評価合格プレートの写し 3部

(5) 保証書 1部

(6) 完成図書 3部

ア 艏装外観図（5面図）

イ 骨組全体図

ウ 電気配線系統図

エ シャシ及び製作工程に基づくシャシから完成車までの状況を撮影したもの

(7) 完成写真 3部

ア 完成車両各部

イ 完成時全体（4面、上面）

(8) その他浜松市で指示するもの

## 1 シャシ

### (1) 規格

ア 艦装荷重及び使用に耐え得る3トン級のダブルキャビン付き消防専用シャシとし、令和6年度に製作され、最新型式のものを使用するものとする。

イ 平成28年排出ガス規制適合車両

ウ 上記ア、イを満たす車両又はこれの条件を満たす同等品とする。

なお、外国車については、上記ア、イを満たす規制法等に基づく機関において測定した値を提出すること。

(2) ホイールベース 2m以上

(3) 乗車定員 6人

(4) 変速機 オートマチックトランスミッション

(5) 駆動方式 後輪駆動

(6) エンジン

ア 種別 ディーゼルエンジン

イ 出力 103kW(140ps)以上

(7) 装備品

ア 操舵装置 右ハンドル、パワーステアリング付き

イ 後退警報機 後退警報ブザー(車両標準品)

ウ 電子アラーム・合成音声 右左折・後退

エ キャブチルト装置 電動油圧式

オ 後方確認ミラー 電動格納式(左側)

カ アンダーミラー 車両左前確認用

キ 補助ミラー 助手席用

ク エアコンディショナー 純正品

ケ オルタネーター 電装品を全て使用しても十分な能力を有すること。

コ バッテリー

(ア) 105E41規格以上

(イ) バッテリーは、専用収納部に設け、バッテリー液の点検・補充及び交換が容易な構造とすること。

サ タイヤ ノーマルタイヤ(ホイール付き) 1式

シ 予備タイヤ 上記同仕様品 1本

ス サイドバイザー キャビン全ドア4箇所

セ 泥除け 全輪

ソ カーラジオ 純正品(AM・FMラジオ)

タ 集中ドアロック

チ その他 メーカー公表標準仕様

(8) 完成車体寸法

ア 全長 5.9m以下

イ 全幅 1.9m以下

ウ 全高 2.7m以下

(9) 燃料配管

- ア 燃料配管とエンジン部及び燃料配管と燃料タンク部の接続は、耐熱性及び可とう性のある配管とすること。
- イ 配管は、電気配線等との接触を避けること。
- ウ 車両フレーム貫通部及びその他の取付ナット、ボルト等と干渉しないこと。

(10) 排気管

排気管及び消音器の放熱が、艤装物、燃料配管及びブレーキ配管等に支障をきたすことのないよう遮熱板等により処理すること。

2 電気配線

- (1) 艤装配線は、エンジンスタータースイッチACC及びONに連動し通電すること。
- (2) 各配線及び電装品の端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避け、整然と敷設固定し、振動及び接触により短絡しない構造とするとともに、雨水にかかる部位及びフレームより下方の端子は、防水処理を施すこと。
- (3) 熱の影響を受ける部分については、耐熱性ケーブルの使用及び遮熱板の取り付け等の断熱処理を施すこと。
- (4) 配線の貫通する部分、キャビン内床面等でケーブル摩耗等のおそれのある部分は、グロメット、保護管等により摩耗防止処理を施すこと。
- (5) 電気部品及びこれらの結合部分は、JIS C-0920（日本産業規格 電気機械器具の防水試験及び固体物の浸入に対する保護等級）保護等級1（防滴I型）又は保護等級2（防滴II型）と同等であること。ただし、水密部又はこの処理を必要としない部位についてはこの限りでない。
- (6) 各配線は、絶縁性及び可倒性に優れたもので、自動車技術会規格 自動車部品－低圧電線－に基づくものを色分けして使用すること。
- (7) ヒューズは、自動車技術会規格 自動車部品－ヒューズ－に基づくものを使用すること。
- (8) 各電装品は、シャシ標準ヒューズボックス又は増設ヒューズボックスに接続すること。
- (9) 増設ヒューズボックスは、ブレードヒューズ型とし、工具を使わずに脱着可能な保護カバー（前面に「ヒューズ」表示付き）を取り付けること。
- (10) 端子露出部は、被覆保護を実施すること。
- (11) ヒューズ及び配線は電気機器ごとに設けること。ただし、浜松市が承諾した場合は共有することができるものとする。

3 主ポンプ等

(1) 消防ポンプ

ア 型式 高圧2段バランスタービンポンプ

イ 性能 A-2級（省令で定める技術上の規格適合品）

(ア) 規格放水圧力は0.85MPaにて2.0m<sup>3</sup>/min以上、高圧放水圧力は1.4MPaにて1.4m<sup>3</sup>/min以上の放水性能を有するものとすること。

(イ) 主ポンプは、あらゆる回転状態、吸水、落差、放水量及び圧力においても振動、高発熱、異音及び漏れのない構造とすること。

(ウ) インペラー

キャビテーションを防止するとともに、高所からの吸い上げに対し、性能の低下を防止する等高度のバランスを保持する構造とすること。

(エ) ポンプシャフト

ステンレス鋼またはニッケルクローム鋼で精密な研磨仕上げを施すこと。

ウ ポンプ室

キャビン後方にポンプ室を設け、ポンプ駆動に伴う振動を防止する措置を施し、点検及び手入れ等が容易にできる構造とすること。ポンプ室側板は密閉型とし、吸、放水コック等の補修に必要な箇所は、取り外しができる構造とし、上面に点検扉を設けること。また、ポンプ室側板の車両左右側面部にポンプ操作部を配し、ポンプ関係の計器、表示盤、各操作装置、制御盤を機能的に配置し取り付けること。

(2) 動力伝達装置

ア ポンプの動力伝達は、キャビン内の運転席に設けられた P T O スイッチにより P T O 装置の切替えを行う機構であること。

イ P T O スイッチは、他のスイッチと区別できる仕様とすること。（ウにおいて同じ。）

ウ 非常用の P T O スイッチを設けること。

エ 安全装置を設けること。

オ ポンプドレンコックは P T O 切替スイッチに連動し、開閉すること。

(3) 呼水装置

オイルレス方式の真空ポンプを用い、水等が混入しても十分な能力を有するものとする。動力の伝達は電磁クラッチを用い、操作は左右操作盤に設けた押しボタンスイッチより自動揚水を行うものとし、強制的に作動する非常用押しボタンスイッチも併せて設けること。

(4) エゼクタ装置

エゼクタ装置による連続吸水ができ、揚水完了を確認できる装置を設けること。

(5) 吸水口

75mmボールコック（ストレーナー付き）をポンプ室の両側に各1個設け、エルボ管を介して75mm×10mの軽量ソフト吸管に接続し、下側に残水ドレンコックを設ける。

(6) 中継口

65mmボールコック付き中継口をポンプ室の両側に各1個設け、下側に残水ドレンコックを設けること。

(7) 放水口

65mmボールコック付き放水口をポンプ室の両側に各2個設け、下側に残水ドレンコックを設けること。

(8) 吸水管固定装置

吸水口へ75mm吸管を常時結合し、車両後部両側に、取付金具により固定できる構造とする。

(9) 純脂装置

ポンプ関係部分の給脂装置をポンプ操作部左側板（左に設けることができない場合は右側板）に取り付け、各部に配管し、切り替えコックを設けること。

(10) ポンプ操作部に次に掲げる計器類を設けること。

ア ポンプ圧力計 左右各1個

イ ポンプ連成計 左右各1個

ウ 車両の適所に給水口、放水口等の開閉状態を表示盤にて把握できること。

エ 真空ポンプ操作及びスロットル操作は、非常時の手動操作ができること。

オ ポンプの上昇圧力を任意に設定することができ、かつ設定圧力以上にポンプ圧が上昇し

ないよう安全装置を設けること。

カ 流量計、積算流量計及びポンプ使用時間積算計を設けること。

#### 4 キャビン艤装

(1) 運転席・隊員席は、シャシ固有の鋼板製のキャブオーバーダブルシート型とし、座席は前向きで、進行方向右側を運転席、左側を助手席とし、各座席にシートベルトを取り付けること。

なお、運転席及び助手席のシートベルトは3点式とすること。

(2) キャビン前部の中央に消防団章（150mm台座付き）を取り付けること。

(3) キャビン上部の指定位置に、次の装置を取り付けること。

ア 散光式赤色警光灯（スピーカー一体型）をキャビン前方上部に設置し、スイッチは電子サイレンアンプと連動させること。

イ 電動サイレン（自動吹鳴装置付き）及びスピーカーを取り付けること。

(4) キャビン内部指定位置に、次の装置を取り付けること。

ア バッテリーメインスイッチをキャビン内指定位置に設けること。なお、プラス側の配線間に設け、集中ドアロック等の必要な配線はメインスイッチを介さないこと。

イ ダッシュパネル部にカラーラジオ、電子サイレンアンプを取り付けること。なお、電子サイレンアンプ及びカラーラジオは、散光式赤色警光灯一体型スピーカーから音声を取り出す構造とすること。

ウ オーバーヘッド部分に集中ボックスを設け、各種スイッチ類を取り付けること。

エ ステンレス製の隊員用握り棒を前座席後部に設け、フック6個及び地図等（A3程度）収納箱を取り付けること。また、サイレンアンプの増設マイクコネクタを延長し、マイク取り付け装置及び増設マイクを設けること。また、モーターサイレンの配線を延長し、モーターサイレンの増設スイッチを設けること。

オ 後部座席下部を物入れとして使用できるようにすること。

カ キャビン内天井にLED照明を設け、前席への反射防止措置（遮光幕等）を施し、スイッチについてはドアと連動・非連動を切り替える構造とすること。

キ 防火衣及びヘルメット用の可倒式フックをキャビン内後部に5箇所以上設けること。

(5) キャビン昇降用ステップは上部より目視で確認でき、安全に昇降出来るよう高さ、幅、奥行き等を考慮すること。また、夜間でも確認できるよう照明を設けること。

(6) 昇降用ステップ下部はアルミ板等で保護すること。

#### 5 車体艤装

(1) 燃料タンクを適当な位置に取り付けること。

(2) リアフェンダーの上部及び側面をアルミ板等で保護すること。

(3) バッテリー受け台

ア 耐酸処理を施すとともに、バッテリー上部及び下部に保護カバーを設けること。

イ バッテリーの点検が容易に行なえるよう引出装置付きとすること。

(4) 車体の床板、各ステップ、ポンプ室天井板は、縞板とすること。

(5) 車体前後に、はずれ止め付きの牽引フックを各1個設けること。なお、強度及び構造上、取り付けが困難である場合はこの限りでない。

(6) 積載品収納ボックスを次により設けること。なお、積載資機材及び取付装置等の指定のないものは、別途打合せとする。

ア ポンプ室上部に積載品収納ボックスを次により設けること。

- (ア) 間口幅及び奥行きを最大限に確保すること。
  - (イ) 扉は、アルミ合金製ローラー方式とし、耐久性、防水性を有し、開閉が任意の位置において停止できる機能を有すること。
  - (ウ) シャッターの取り付けは、走行時の振動等で歪んだり、ガタついたりせず、内部に雨水や塵、ごみなど可能な限り侵入しないようにすること。
  - (エ) 床面は、スノコ板敷きとし、排水口を設けること。  
なお、積載品及び積載方法等の詳細は別途打合せとする。
  - (オ) 開口部の下部に積載品飛出し防止を兼ねたローラーを設けること。
- イ シャシの構造により可能な場合に限り、リアフェンダー前に積載品収納ボックスを次により設けること。
- (ア) 間口幅及び奥行きを最大限に確保すること。
  - (イ) 扉は、開き扉の取り付とし、走行時の振動等で歪んだり、ガタついたりせず、内部に雨水や塵、ごみなど可能な限り侵入しないようにするとともにラッチ式の止め金具を設けること。
  - (ウ) 床面は、スノコ板敷きとし、排水口を設けること。なお、積載品及び積載方法等の詳細は別途打合せとする。
- ウ 車体後部に積載品収納ボックスを次により設けること。
- (ア) 間口幅及び奥行きを最大限に確保すること。
  - (イ) 積載品収納ボックスには仕切板（二段式）を設けること。なお、下段の棚に可搬ポンプ本体のスライド引き出し式の固定装置を設けること。
  - (ウ) 扉はシャッター式とする。シャッターは、アルミ合金製ローラー方式とし、耐久性、防水性を有し、開閉が任意の位置において停止できる機能を有すること。また、シャッターの取り付けは、走行時の振動等で歪んだり、ガタついたりせず、内部に雨水や塵、ごみなど可能な限り侵入しないようにすること。
- エ 前アからウ以外で収納スペースが確保できる部分について、可能な限り、積載品収納ボックスを設けること。
- (7) 車体左右及び後部に縞板製のステップを設けること。なお、縞板の表面に滑り止めの効果がある材質のシートを貼付すること。（貼付位置別途打合せ）
  - (8) 車体左右及び後部に、車体上部へ昇降用の足掛けを可能な限り設けること。
  - (9) 車体上部の両端及び消防活動上必要と思われる位置には、十分な強度を持つステンレス製の手摺りを設けること。
- (10) ホースカー
- ア 車両後部にホースカーの固定装置を設けること。
  - イ ホースカーの固定装置は、ホースカーを確実に固定でき、かつ、容易に脱着できること。
  - ウ ホースカーは、加納式（ブレーキ付き）、65mmホース10本が収納可能なものとすること。
  - エ ホースカー上部は資材搬送ができるよう強度をもたせ、収納枠（収納枠には飛出し防止バンド等を2本程度設置）を設けること。
  - オ 管そう受け金具を指定位置に設けること。（無反動ノズル）
  - カ 分岐管の固定装置を指定位置に設けること。
  - キ 媒介2個を収納可能なボックス又は金具を設けること。

ク ホースカーの四面に反射材を貼り付けること。

## 6 積載品

積載品は、別表に掲げるものとし、次の装備品については、固定装置を設けること。(取付位置の指定がない積載品については、別途打合せとする。) なお、固定装置は、取り付けに容易であり、かつ、十分な強度と耐久性を持つものとする。

- (1) 吸管
- (2) 消火栓開閉金具
- (3) 吸管スパナ
- (4) 管そう
- (5) ストレートノズル
- (6) とび口
- (7) 金てこ
- (8) 劍先スコップ
- (9) 二つ折りはしご
- (10) 車輪止め
- (11) 消火器
- (12) 分岐管
- (13) ホースブリッジ (1式のみ)
- (14) 移動照明器具
- (15) ホースカー
- (16) ホース背負い器
- (17) 可搬ポンプ
- (18) 可搬ポンプ用吸管
- (19) オの
- (20) 掛矢
- (21) 大ハンマー
- (22) ボルトクリッパー
- (23) 燃料携行缶
- (24) 消火栓蓋開閉金具
- (25) その他浜松市が指示したもの

## 7 赤色警光灯等

- (1) キャビン上部の指定位置に散光式赤色警光灯(スピーカー一体型)を設置し、スイッチは電子サイレンアンプと連動させること。
- (2) 電動サイレン(自動吹鳴装置付き)及びスピーカーを取り付けること。
- (3) 標識灯(黄色地)をキャビン屋根部分に台座を設け、前面より隊名が確認できるように取り付けること。(散光式赤色警光灯と一体式のものを含む。)
- (4) キャビン前部の指定位置(左右対称)に点滅式の赤色警光灯を設けること。なお、赤色警光灯にステンレス製の保護枠を設け、点滅は散光式赤色警光灯と連動させること。
- (5) 車体後部上方の指定位置(左右対称)に点滅式の赤色警光灯を設けること。なお、赤色警光灯にステンレス製の保護枠を設け、点滅は散光式赤色警光灯と連動させること。
- (6) 車体上部指定位置2箇所にLED式の照明灯を設け、伸縮式ポールタイプ(手動で旋回、伸

縮、角度調整可能)で取り付けること。

(7) 各収納庫・ポンプ室及び操作盤・計器類には作業灯を設けること。

(8) 車体後部両側に路肩灯を設けること。

## 8 消防団専用無線電話装置等

(1) キャビン上部の指定位置に消防専用無線電話装置用アンテナ等を次により設けること。

ア 電波障害のない位置(赤色警光灯及びモーターサイレンから50cm以上離す)にデジタル無線用アンテナ一式を取り付けること。

イ デジタル無線用の同軸(アンテナコード)一式を天井内張り内から助手席付近まで配線すること。

ウ 無線機用電源コードを助手席付近まで配線すること。

エ 天井内張り内を点検できる構造とすること。

(2) 電源は、車両バッテリーを使用し、ヒューズボックスを経由した専用電源端子(配線の容量は5A以上のもの)を設置すること。なお、車両のメインスイッチ等と連動すること。

(3) 消防専用無線電話装置の取付位置は、助手席から容易に操作でき、乗員の乗車に支障とならない位置とすること。

## 9 自動充電装置

AC100Vの外部電源をマグネットコネクタ接続にて、車両用バッテリーに自動充電する装置を設けること。

## 10 塗装及びメッキ

(1) メッキ、ステンレス及びアルミ部分を除く全ての金属部分には塗装を施し、露出部分がないようにすること。

(2) 車体は、特殊化学薬品にて鏽落としの上、リン酸塩被膜を形成後、プライマ、パテ、水研、サフェーサー処理を行い熱風乾燥炉にて乾燥させてから消防自動車色の朱色(樹脂系塗料 日本塗料工業会規格145スカーレット同等色)をウレタン系塗装にて3回以上吹き付けを行い、さらに熱風乾燥炉にて乾燥させること。

(3) 車体下回りは黒色吹き付け塗装すること。

(4) ポンプ室及び物入れ等の内部はライトグリーン色塗装とする。

## 11 記入文字等

(1) 記入文字は次のとおりとする。

位 置	浜松第11分団
左右後部ドア(上段)	浜松市消防団
左右後部ドア(下段)	浜松第11分団
キャビン左後部	R 6
標識灯	浜11
積載品(浜松市指定)	R 6団-浜11
車体後部(シャッター)	11

※積載品記入文字について、個数が2個以上の場合、整理番号を記入すること。

記入例: 年度 分団 整理番号

R 6団 - 浜11 - 1

(2) 記入文字の色、字体等は次のとおりとする。

位 置	色	字 体	サ イ ズ
左右後部ドア（上段）	白色	浜松ビジュアルアイ	120mm×120mm
左右後部ドア（下段）		デンティティデザイ	120mm×120mm
キャビン左後部		ン	
標識灯	黒色	丸ゴシック	適宜
積載品	白色	丸ゴシック	
車体後部（シャッター）	青色	丸ゴシック	

※左書きとすること。

※表中のサイズについては、状況に応じて変更できることとする。

- (3) スイッチ類、計器類、バルブ、コック類、操作装置等には、名称及び開閉方向等のほか、必要に応じて許容条件又は注意事項等を記入した銘板等を設けること。
- (4) 各ドア、ステップ等の開口部周囲に接触防止用の黄色反射テープを貼付する。

## 1 2 装備品、取付品及び付属品の仕様

- (1) 別表一覧に示すものを、本文中の指定の積載場所に従い備えること。
- (2) 装備品は、災害現場での活動を考慮し、即使用可能な状態で設定し積載すること。
- (3) 本仕様書に明示されていない収納方法及び場所等は、浜松市と調整し決定すること。

## 消防団 CD-I型

## 1 シャシ等

別表  
浜松第11分団

No.	品 名	規 格	数 量
1	シャシ	3トン級消防用シャシ、ディーゼルエンジン、後輪駆動 オートマチックトランスミッション、パワステ、パワーウィンドウ	1式

## 2 標準機装

No.	品 名	規 格	数 量
1	ポンプ装置	A-2級ポンプ、真空ポンプ	1式
2	機装	標準機装	1式
3	無線機取付枠及び配線	指定場所への配線を含む	1式
4	積載品収納ボックス	キャビン内後部隊員座席下部	1式
		左右ポンプ室上部（シャッター扉）	1式
		車体左右リヤフェンダー前（開き扉）車体構造上不可能な場合は除く	1式
		車体後部（シャッター扉）	1式

## 3 取付品 1

No.	品 名	規 格	数 量
1	ポンプ圧力計		2式
2	ポンプ連成計		2式
3	エンジン回転計	シャシ固有	1式
4	エンジン油温計	シャシ固有	1式
5	無線機取付枠及び配線	指定場所への配線を含む	1式
6	赤色警光灯	キャビン上部 X B 2 4 - F 7 A 5 0 (標識灯付) (散光式蛍光灯コントローラー：X B - C 含む)	1式
		車両前部 L F A - 5 0 (保護枠付)	2式
		車両後部 L F A - 1 0 0 (保護枠付)	2式
7	電子サイレン	T S K - D 1 5 2 又は同等品 (右左折後退音声連動)	1式
8	照明灯	L E D 3 5 w以上 (手元スイッチ保護枠付)	2式
9	後退警報機	電子アラーム (ON/OFFスイッチ)	1式
10	標識灯	黄色地、黒文字 (赤色警光灯に内蔵)	1式

## 4 取付品 2

No.	品 名	規 格	数 量
1	電動サイレン	自動吹鳴装置付	1式
2	流量計	モニター内表示可	1式
3	積算流量計	モニター内表示可	1式
4	キャブチルト装置	電動油圧式	1式
5	作業灯	各操作部、各ボックス内、車両左右	1式

5 付属品1（※印 取付装置を含む）

No.	品 名	規 格	数 量
1	※吸管	75mm×10m WS200ML又は同等品 AC金具付	2本
2	吸口ストレーナー	呼称75ポリプロピレン製	2個
3	吸管ストレーナー	呼称75ポリプロピレン製	1個
4	吸管塵よけ籠	呼称75ポリプロピレン製	1個
5	吸管ロープ	10mm×12m ナイロン製	1本
6	ストカゴセット	セット3	1式
7	吸管枕木	ゴム製	2個
8	消火栓金具	75mmメスネジ×65mm差込メス (引揚金具付)	1式
9	中継用媒介金具	65mmメスネジ×65mm差込メス	2個
10	※消火栓開閉金具	分割式	1式
11	※吸管スパナ		2式
12	※管そう	65mm 無反動管そう PL-65A 65mm 管そう PP-65A・EXS・L	2式 2式
13	ノズル	可変噴霧ノズル (定流量) ダブコンブーストノズル NV-65W・BT ダブコンブーストノズル NV-50W・BTP ストレートノズル 20mm、23mm 各1本	2式 2式 1式 1式
14	放口媒介金具	65mmメスネジ×65mm差込オス 軽合金製	4個
15	※とび口	1.8m	2式
16	※金てこ	長さ800mm 六角棒	1式
17	※剣先スコップ		1式
18	※ホース延長用資機材	加納式ホースカー (ブレーキ付、四面に反射材貼付) 65mmホース10本用 収納枠・分岐管及び媒介受け金具付	1式 1式
19	※はしご	二つ折りはしご 鋼管製3.6m	1式
20	※車輪止め		1対
21	※消火器	自動車用 (ABC粉末6kg型)	1式
22	ポンプ工具		1式
23	ホース	呼称65mm (1.3Mpa 軽量型) (低圧力損失ホース)	30本

6 付属品2（※印 取付装置を含む）

浜松第11分団

No.	品 名	規 格	数 量
1	タイヤチェーン	金属製	1式
2	※分岐管	マルチ式65mm 65・50	1式
3	※ホースブリッジ	軽量型 (取付装置は1式のみ)	2対
4	※移動照明器具	移動照明灯 (500W以上) コードリール (30m以上) 移動照明灯用三脚 発動発電機 EU9i	1式 1式 1式 1式
5	※ホース背負器	65mmホース3本用 (軽量コロ付)	2式
6	※おの		1式
7	※掛矢		1式
8	ホースカバー	ホース背負器用、ホースカー内張り用	1式

## 7 取付品 3

No.	品 名	規 格	数量
1	集中ボックス	キャビン内オーバーヘッド部	1式
2	地図収納箱	A3規格(固定式)	1式
3	室内照明	LED式(前方遮光処置をすること)	1式
4	旗たて		1式
5	消防団章	150mm台座付き	1式
6	可倒式フック	キャビン内5ヶ所	1式
7	後席隊員用握り棒	ステンレス製、S字フック6個付き	1式
8	足掛け	左右及び後部	1式
9	補助ミラー	助手席用	1式
10	無線用アンテナ取付	指定場所への配線を含む	1式
11	ポンプ使用時間積算計	モニター内表示可	1式
12	路肩灯	左右各1個	1式
13	サイドステップ延長	エプロン取付	1式
14	バッテリー引出装置		1式
15	バッテリー自動充電装置	マグネット式	1式
16	バッテリーメインスイッチ		1式

## 8 付属品 3 (※印 取付装置を含む)

No.	品 名	規 格	数量
1	手かぎ	浜松市型	2本
2	媒介金具	6.5mm差込オス×6.5mm差込オス 軽合金製	2個
		6.5mm差込メス×6.5mm差込メス 軽合金製	2個
		6.5mmメスネジ×6.5mm差込オス 軽合金製	1個
		6.5mm差込メス×5.0mm差込オス 軽合金製	1個
3	※大ハンマー	10ポンド	1式
4	※ボルトクリッパー	600mm	1式
5	※消火栓蓋開閉金具	3.6型	1式
6	※燃料携行缶	ガソリン用 縦型 (100) CRT-10又は同等品	1式
7	ホースバック	ホースバックW50-65または後継品	2式
8	可搬ポンプ	本体C-1級	1式
		※吸管(吸管ストレーナー、吸管塵よけ籠、ロープ付)	1式
		管そう・ノズル(ダブコンプレースト)	1式
9	※可搬ポンプ固定装置	スライド式取付装置	1式
10	停止表示板	三角型	1個
11	折りたたみコーン		4個
12	スペアータイヤ	車両標準品	1本
13	ホイールレンチ	車両標準品	1式
14	車両用ジャッキ	車両標準品	1式
15	車両キー	車両標準品とスペアキー	3本
16	フロアマット	ゴム製	1式
17	車両整備工具	車両標準品	1式
18	点検ハンマー		1式
19	ブースターケーブル	5m以上	1式
20	予備電球・ヒューズ	使用規格各種1個以上	1式
21	サイレン増設マイク	純正増設マイク(後部座席までの延長ケーブルを含む)	1式
22	モーターサイレン増設スイッチ	モーターサイレン増設スイッチ(後部座席までの延長ケーブルを含む)	1式
23	※ディスクストレーナー	エルボ型(7.5mmネジオス×6.5mmネジメス媒介金具付)	1式